

## 香川県条例第41号

香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例

香川県警察本部組織条例（昭和29年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p><u>(20) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）</u> <u>第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u></p> <p><u>(21)～(25)</u> 略</p>	<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p><u>(20)～(24)</u> 略</p>

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。